

平成26年5月31日
農林水産部食品・流通課

津南町産こしあぶらの放射性物質の検査結果について

(5月30日検査分)

津南町産こしあぶらの検査を実施したところ、1検体から食品衛生法の基準値を超える放射性セシウムが検出されました。

なお、津南町産こしあぶらは、すでに基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、県は津南町等に対し出荷及び食用の自粛を要請しています。

(検査機関：(一財)上越環境科学センター)

(単位：ベクレル/kg)

	品目	産地	放射性セシウム			放射性ヨウ素
			セシウム134	セシウム137	計	ヨウ素131
1	こしあぶら	津南町	23	93	116	検出されず (4.4未満)
2	こしあぶら	津南町	16	58	74	検出されず (4.7未満)

食品衛生法の規格基準 (一般食品)	100	基準なし
-------------------	-----	------

注1 カッコ内の数値(「〇未満」の〇)は、検出限界値※です。

表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性セシウムが検出されなかったことを意味します。

※ 検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射能の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

< 山菜の生態等に関する問い合わせ先 >
農林水産部林政課
電話 025-280-5326
内線 3028

< この記載事項に関する問い合わせ先 >
農林水産部食品・流通課
電話 025-280-5303
内線 2940